

新潟市南商工振興会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、新潟市南商工振興会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新潟市中央区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協調により、新潟市の振興発展を期することをもって目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 新潟市の振興と推進に関する事業
- (2) 地域社会の開発および街づくりに貢献する事業
- (3) 産業、経済及び文化に関する研究及び調査のための事業
- (4) 上記の目的を達成するために必要な行政機関への提言、陳情などの事業
- (5) 会員相互の親睦に資するための行事の開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第2章 会員及び会費

(会 員)

第7条 本会の会員の種別および資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 正会員
本会の趣旨に賛同する新潟市に住所又は事業場を有する法人、もしくは個人事業主とする。
- (2) 特別会員
本会の趣旨に賛同する現職の国会議員、県議会議員、市議会議員で役員会の推薦を受けた議員とする。
- (3) 個人会員
本会の趣旨に賛同する新潟市に居住する個人とする。
- (4) 但し、本条各項に定める地区にかかわらず、本会の趣旨に賛同する法人、個人事業主、又は個人で役員会の承諾を得たものは入会できる。

(入会)

第8条 本会に入会を申し込むときは、所定の入会申込書に会費を添えて提出しなければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は、本会則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 正会員及び個人会員は総会において1個の議決権を有し、本会役員に選任される資格を有する。

(会員の義務)

第10条 会員は、定められた納期に、毎年次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 18,000円

(2) 特別会員 18,000円

(3) 個人会員 3,000円

2 いったん納入された会費は、いかなる理由にかかわらず返還しないものとする。

(退会)

第11条 退会を希望する会員は、規則に定められた手続きを完了した後、退会届を役員会に提出し、受理されたときは退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会は決議によりその会員を除名することができる。

(1) 本会の目的遂行に反する行為のあったとき

(2) 本会の秩序を乱す行為のあったとき

(3) 会費納入の義務を履行しないとき

(4) その他会員として適当でないと認められたとき

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 本会の総会は、正会員及び個人会員をもって構成する。

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があつたとき

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合は、請求のから10日以内に総会を招集しなければならない
- 3 総会を招集するには、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催日の7日前までに会員に通知を発送しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の決議事項)

第18条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法の承認
- (6) その他の重要事項

(総会の議決)

第19条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第20条 本会の役員会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長が事故、欠員等やむを得ない事由により招集できないときは、他の役員が招集する。
- 3 役員の4分の1以上が必要と認めたときは、いつでも会長に対し、役員会を招集すべきことを請求することができる。

(役員会の議長)

第22条 役員会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

(役員会の決議事項)

第23条 役員会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則に定められた特別の事項
- (2) 総会から付議された事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他本会の運営に関する事項

(役員会の議決)

第24条 役員会の議決は、出席役員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(役員会の議事録)

第25条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 役 員

(役員の種類及び定数)

第26条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 5人以内 |
| (3) 常任理事 | 20人以内 |
| (4) 理事 | 30人以内 |
| (5) 監事 | 3人以内 |

(名誉会長)

第27条 会長として特に功労のあった人を総会において名誉会長に選任することができる。名誉会長の任期は特に定めない。

(役員の資格及び任免)

第28条 役員は、本会の会員であることを要し、総会において推薦により選任され、また解任される。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 増員又は補充のため選任された役員の任期は、現任者の任期満了と同時に終了するものとする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、その役員の職務を行う。

(役員の職務)

第30条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事及び理事は、正副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 4 監事は、業務及び財産の状況を監査し、また役員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 名誉会員、参与及び特別顧問

(名誉会員、参与及び特別顧問)

第31条 本会に名誉会員、参与及び特別顧問を置くことができる。

名譽会員、参与及び特別顧問は、役員会の推挙により会長が委嘱する。

- 2 参与は、本会の目標像や取組の方向性について随時意見を述べることができる。
- 3 特別顧問は、本会の運営方針に基づき、会長の諮問にこたえると同時に、本会に対し意見を述べることができる。

第7章 委員会及びプロジェクトチーム

(委員会及びプロジェクトチームの設置)

第32条 本会は、役員会の決定により、その目的達成に必要な事項を実施するため、委員会及びプロジェクトチームを設置することができる。

(委員会の構成)

第33条 委員会は、委員長1人、副委員長若干名、委員若干名、及び顧問をもつて構成する。

- 2 委員長は、常任理事の中から会長が役員会の承認を得て委嘱し、副委員長、委員及び顧問は、役員会の承認を得て、委員長が委嘱する。
- 3 会員は、会長、副会長、監事、名誉会員、参与及び特別顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属することができる。

(プロジェクトチームの構成)

第34条 会長は、役員会の承認を得て、事業計画に基づき、プロジェクトチームを編成することができる。

- 2 前項のプロジェクトチームのリーダー及びメンバーは、会長が指名又は委嘱する。

(業種別部会の設置)

第35条 本会は、本会会員の業種別情報及び事業をより円滑に統括するために、業種別部会の設置をすることができる。

- 2 部会の設置は、役員会の承認を得るものとする。
- 3 部会の規約、会費、役員については別途定める。
- 4 部会の役員より若干名本会役員に選任する。

第8章 管理

(会則及びその他の書類の備え付け)

第36条 会長は、会則、会報紙、役員名簿、会員名簿を本会の事務局に備えておかなければならない。

- 2 会長は、会員より前項に規定する書類の閲覧の請求があったときは、閲覧させなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(決算関係書類の提出)

第37条 会長は、定時総会の開催日の1週間前までに前年度における次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 監事は、前項に規定する書類の送付を受けたときは、定時総会の開催日の前日までに意見書を作成し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 会長は、定時総会の開催日の1週間前までに、第1項に規定する書類を事務局に備えておかなければならぬ。

第9章 会 計

(収 入)

第38条 本会の収入は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、前条に定める収入をもって支弁される。

(財産の請求権)

第40条 会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求もできない。

(解散の場合の残余財産の帰属及び会費徴収)

第41条 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、本会と目的の類する公益法人その他の団体に帰属する。

2 債務を完済する必要な限度において、会費を徴収することができる。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第42条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務職員を置くことができる。

(運営細則)

第43条 活動や事業についての運営細則を設けることができる。

2 細則は役員会の承認を受けて事務局が運営する。

付 則

この会則は、昭和62年2月25日から実施する。

この会則は、平成元年2月17日から改正実施する。

この会則は、平成2年3月6日から改正実施する。

この会則は、平成9年2月20日から改正実施する。

この会則は、平成14年3月1日から改正実施する。

この会則は、平成16年3月1日から改正実施する。

この会則は、平成20年3月1日から改正実施する。

この会則は、平成21年2月27日から改正実施する。

この会則は、平成29年3月1日から改正実施する。

この会則は、平成31年2月28日から改正実施する。